平成２７年（フ）第６２４号
神戸市長田区寺池町２丁目10番２―106号
債務者　成相　正代
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
鳥取県米子市大崎3034番地２
債務者　岩井　弘志
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９３号
鳥取県米子市彦名町918番地３、前住所鳥取県米子市河崎1740番地15
債務者　宮本　文生
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３３号
福岡県八女市龍ケ原76番地１シェモア龍ヶ原、前住所福岡県八女市本村90番地３　川島アパート５号
債務者　大淵　信幸
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１３９号
長崎県長崎市本尾町17番14号　大嶋アパート101号
債務者　山口　智明
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
熊本県玉名市中1251番地１グレースⅥ棟
債務者　重松　邦彦
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第２２０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8412番地
債務者　橋本　智也
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３９号
宮崎市佐土原町上田島1383番地１　市営住宅追手57棟９号、前住所宮崎市佐土原町上田島7206番地５
債務者　中川　亜弓
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４０号
宮崎市佐土原町下田島10267番地
債務者　市川　達也
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７４号
福島県郡山市富田町字諏訪西36番地の２
債務者　安齋　京子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
福島県郡山市大槻町字小山田前124番地の４コーポオアシス102号
債務者　岩田　千恵
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
福井市西開発３丁目113番地　信開ドムス西開発706号、旧住所福井市松本１丁目15番１号
債務者　玉邑　桂子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
福井市松本３丁目９番27号、住民票上の住所石川県野々市市御経塚４丁目97番地１
債務者　山田　真司
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
徳島県徳島市沖浜東３丁目18番地の２　沖浜コーポ205号室、旧住所徳島県阿南市那賀川町赤池402番地　赤池住宅343号室
債務者　篠原　真美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
大分県別府市大字鶴見1903番地の26
債務者　青松　利明
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１４号
熊本市中央区新町３丁目10番22―601号　エイルビラ
債務者　鈴木田まり子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４９号
神奈川県厚木市妻田北２丁目23番15号
債務者　森田由香里
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部